

〒<郵便番号>

<住所1>

<住所2>

<保護者1氏名>様

(<児童氏名>様分)

札幌市長 秋元 克広

<利用者負担額（副食費）>変更通知書

新型コロナウイルス感染症感染予防のためにお休みした期間の<利用者負担額（副食費）>については、下記のとおり、日割り計算を行い変更しましたので通知いたします。

記

1 <利用者負担額（副食費）>変更内容（<利用施設名>分）

<利用者負担額（副食費）>（月額）〔A〕	開所日数 ※25日を超える場合 合は25日 ①	欠席日数 ②	その月の 臨時休園等の日を 除く開所日数 ①-②=〔B〕	日割り後の<利用者負担額（副食費）>〔C〕
<利用者負担額>円	<開所日数>日	<欠席日数>日	<出席日数>日	<利用者負担額（日割り後）>円

【日割り後の<利用者負担額（副食費）>計算方法】（10円未満の端数切り捨て）

$$〔C〕 = 〔A〕 \times 〔B〕 \div \text{<開所日数（分母）>日}$$

2 対象期間

<対象期間>

3 還付額（〔A〕 - 〔C〕）

<還付額>円

4 還付方法

別紙「口座確認書」に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて<口座確認書提出締切日>までにご返送ください。「口座確認書」受理後の還付となりますが、還付対象者が多い場合には、概ね1か月ほどお時間をいただくことがありますのでご了承ください。

5 問い合わせ先

子ども未来局子育て支援部保育推進課保育料係 011-211-2987

ただし、欠席日数については、ご利用の施設にお問い合わせください。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります）を被告として取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求や処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。